

## 1 目的及び運営の方針

- (1) 本園は、キリスト教主義のもと、学校教育法第 22 条及び第 23 条にしたがって、幼児を教育し、幼児に適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。
- (2) 本園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営します。

## 2 本園の概要

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 園名     | 福音ルーテル教会大岡山幼稚園  |
| 園長名    | 桑原 泉            |
| 運営法人名  | 宗教法人 日本福音ルーテル教会 |
| 法人代表役員 | 永吉 秀人           |

## 3 施設所在地

東京都大田区南千束 3-16-5

## 4 入園資格

本園に入園することのできる者は、満 3 歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とします。

## 5 保育年限

本園の保育年限は 1 年、2 年、3 年及び 4 年未満とします。

## 6 学期

本園では、1 年を次の 3 保育期に分けます。

- 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで  
第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで  
第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

## 7 保育の提供日

- (1) 本園の保育を行う日は、月曜日から金曜日までと日曜日とします。
- (2) 休業日は、次のとおりとします。但し、年により多少異なることがあります。
- ア 土曜日  
イ 国民の休日  
ウ 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで  
エ 冬季休業 12 月 21 日から 1 月 9 日まで  
オ 春季休業 3 月 21 日から 4 月 6 日まで  
カ 開園記念日 4 月 1 日  
キ 行事振替休日

## 8 保育時間

- (1) 教育保育時間は、午前 9 時より午後 2 時まで、但し、水曜日のみ午前 9 時より 11 時 45 分まで。
- (2) 預かり保育は一時預かり事業として行っています。ご希望により、午前 7 時 30 分より 9 時まで、降園後より午後 18 時 30 分まで、長期休業期は午前 7 時 30 分より午後 18 時 30 分まで。実施日は、日曜日以外で開園している日とします。

## 9 保育内容

教会附属の幼稚園として、神さまから命を与えられた子どもひとりひとりを大切にするキリスト教保育をしています。異年齢のお友だちとの活動をする縦割り保育や、障がいを持った子ども達も一緒に過ごす統合保育もしています。それぞれが持っている様々な個性を発揮できるように、自由遊びも大切にしています。

## 10 定員及び学級

本園の認可定員・利用定員は次のとおりです。

|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 区分   | 1 号認定こども                                           |
| 認可定員 | 120 名 満 3 歳児 21 名<br>3 歳児 33 名 4 歳児 33 名 5 歳児 33 名 |
| 利用定員 | 90 名                                               |

## 11 職員組織及び職務内容

本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりです。ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがあります。

| 職種   | 員数    | 職務内容                               |
|------|-------|------------------------------------|
| 園長   | 1 名   | 園務をつかさどり、所属職員を監督する。                |
| 副園長  | 1 名   | 園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の保育をつかさどる。     |
| 教諭   | 7 名以上 | 園児の保育をつかさどる。                       |
| 体操教諭 | 1 名   | 園児の体育指導                            |
| 園医   | 1 名   | 健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する助言指導等を行う。  |
| 園歯科医 | 1 名   | 健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。                |
| 園薬剤師 | 1 名   | 園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。 |
| 事務職員 | 2 名   | 園の運営整理に必要な事務処理、経理処理等を行う。           |
| 栄養士  | 1 名   | 園児への給食の提供をつかさどる。                   |

## 12 入園

### (1) 入園許可

入園については、園長の許可を要します。

### (2) 入園手続き

入園しようとする者は、所定の申込書に必要事項を添えて提出していただきます。

### (3) 入園選考

ア 本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、次項に掲げる拒む正当な理由がある場合を除き、これに応じます。

イ 本園は、次のいずれかに該当するときには、本園の入園を拒むことができることとします。

(ア) 利用定員に空きがない場合

(イ) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(ウ) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

ウ 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、①兄弟、卒園生優先 ②未就園児クラス在籍優先 ③建学の精神に基づく選考をします。

エ 障がいのある方、発達に遅れがある方は、必ず願書配布前に園長にご相談ください。ご相談がない場合は職員の受け入れ体制を確保できないため、入園をお断りすることがあります。

#### (4) 利用手続き

入園内定者は、本園の利用開始にあたり市区町村より支給認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとします。

### 13 退園・休園

退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に届け出る必要があります。

### 14 修了

この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与します。

### 15 保育料、特定負担額、給食費、入園準備金及び願書手続料（事務費）等

(1) 保育料 保育料（月額）は、園児が居住する区市町村が定める額とします。

(2) その他

- ・ 入園準備金は5歳児120,000円、4歳児130,000円、3歳児140,000円、満3歳児150,000円とし、入園申し込みの際、納入する必要があります。
- ・ 願書手続料は5,000円とし、入園申込みの際に納入する必要があります。
- ・ 特定負担額は月額4,000円とし、月毎に納入する必要があります。
- ・ 自園調理の給食を週2回提供します。費用は別途徴収します。

上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用については、実費を徴収するものとします。

(3) 既納の特定負担額、入園料等は、原則として返還しません。

### 16 緊急時等における対応方法

(1) 保育中に園児の健康状態が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は園児の主治医に相談し搬送するなど必要な措置を講じます。

(2) 保育中に事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、応急手当や搬送など、必要な措置を講じます。

- (3) 事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための措置を講じます。
- (4) 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者等に周知します。

## 17 非常災害対策

- (1) 日頃から災害発生を想定して、園児の安全確保や避難方法、関係機関への通報や連携体制について確認し、定期的に避難訓練及び消火・救出訓練をします。
- (2) 災害発生時には、メールにて連絡をし、園舎にて保護者の到着を待ちます。
- (3) 園にとどまることが危険な場合は、園の判断により避難場所へと移動します。その際は、施設の入口等に避難先を必ず掲示します。
  - ・一時避難場所→洗足池小学校
  - ・広域避難場所→東京工業大学
- (4) 災害に備えて、園児・職員等の3日分の食料などの備蓄をしています。

## 18 防犯対策

- (1) 不審者対策として、職員・園児共に防犯について学び、子どもの避難訓練や防犯道具の使い方などの訓練をしています。(所轄：田園調布警察署)

## 19 虐待防止のための措置

- (1) 本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
  - ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
  - イ 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
  - ウ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - エ その他虐待の防止のために必要な措置
- (2) 本園は、保育中に、本園の職員又は養育者（利用者の家族等子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、適切な機関に通告するものとします。

## 20 苦情・相談の受付

- (1) 苦情・相談の受付者（園長または副園長）は、利用者からの苦情を随時受け付けます。電話やメールにてご相談ください。  
 なお、設置母体法人の苦情解決責任者（幼稚園運営委員長）も直接苦情を受け付けることができます。

## 21 保険に関する事項

本園は、以下の保険に加入しています。

火災保険株式会社

保険の内容：1 償責任保険

2 傷害補償保険

保健の種類：1 加入園賠償責任保険

身体賠償 被害者1名に対して

1億円

1事故あたり

4億円

(食中毒事故の場合・年間通算限度額)

4億円

|       |              |          |
|-------|--------------|----------|
| 財物賠償  | 1 事故あたり      | 1,000 万円 |
| 自己負担額 | 1 事故あたり      | 2,000 円  |
| 人格権侵害 | 被保険者 1 名について | 50 万円    |
|       | 1 事故あたり      | 1,000 万円 |
| 2     | 園児障害保険プラン    |          |
|       | 死亡・後遺障害保険金額  | 156 万円   |
|       | 入院保険金日額      | 750 円    |
|       | 通院保険金日額      | 520 円    |

## 22 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

本園及び教職員は、保育上知り得た園児及びその保護者の情報を、正当な理由なく第3者に情報を漏らすことはありません。また、市区町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用いたします。

2025 年度版